

215 文官分限委員会設置 (昭和七年九月二十四日) 以後文官

高等分限委員会に諮問の休職調 (昭和十四年十二月)

(注記1)

文官分限委員会設置 (昭和七年九月二十四日) 以後文官
高等文限委員会ニ諮問セラレタル休職調

(昭和十四年十二月四日調)

(注記2)

諮問年月日	可決答申年月日	休職者氏名	休職事由ノ概要
昭和八年三月二十七日 (齋藤)	昭和八年三月三十日	京都帝國大学教授 瀧川幸辰	精神障ノ為教育上支障アリタルモノ
昭和八年五月二十四日 (齋藤)	昭和八年五月二十五日		過激ナル思想ヲ懷抱シ且ツ之ヲ發表教授スルニ至リ教育上看過スベカラザリシモノ
昭和八年八月八日 (齋藤)	昭和八年八月十日		強度ノ神經衰弱症狀ヲ呈シ言行常軌ヲ逸シ一定ノ事務ヲ担任セシムルヲ得ザリシモノ
昭和九年四月五日 (齋藤)	昭和九年四月六日		素行修マラズ教育者トシテ其ノ任在職セシムル能ハザリシモノ
昭和十年二月五日 (岡田)	昭和十年二月八日		行政官トシテ必要ナル素質ニ欠クル所アリ且私行ニ付テモ兎角ノ風評アリ地方官トシテ十分其ノ職責ヲ尽サシムルニ適當ナラザリシモノ
昭和十一年八月二十七日 (廣田)	昭和十一年九月二日		治績挙ラズ素行亦兎角ノ風評アリ威信ヲ保ツ能ハズ又一面俸給予算ノ管理上ノ必要モアリシモノ
昭和十二年 (林近衛)			ナシ

昭和十三年 (近衛)	ナ	昭和十四年一月三十日 (平沼)	昭和十四年一月三十一日	東京帝国大学 教授(勅任) 河合榮治郎	国家思想ヲ否認シ我国 體観念ニ背反シ國民道 徳ヲ破壊セシメントス ルカ如キ意見ヲ發表ス 職ニ至リ教授トシテ在 職セシメ得ザリシモノ
昭和十四年二月十日 (平沼)		昭和十四年二月十三日	東京帝国大学 教授(勅任) 土方成美	思想問題ニ関連シ一部 同僚教授間トノ抗争ヲ 生ジ惹イテ学部ノ紛糾 ヲ来タシテ学生ノ訓育上 著シク悪影響ヲ及ボシ 教育上甚タ支障少ナカ ラザリシモノ	
昭和十四年十一月十一日 (阿部)		昭和十四年十一月二十日		神經衰弱症ニ罹リ勤務 ノ傍療養中行衛不明ト ナリタルモノ	

(注記1)

〔極秘〕

(注記2)

〔七十三〕(簿冊内件名番号)

〔文官高等分限委員会関係書類 四〕
2A, 36, 750